

経済法 第6回 06/17

担当 中川晶比兒

I 不当な取引制限に対する措置

【不当な取引制限に対する独禁法上の措置】

[1] 排除措置命令(独禁法7条1項)

「第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。」

[1-1] 「価格協定その他…をやめさせることが、「当該行為の差止め」として第一に必要である。…価格引下げを併せて命ずるべきであるとの主張もあるが、これは、カルテル価格に代え、価格を法定することに外ならないもので、競争政策の本旨に反することである。」¹

これに加えて、「違反行為を排除するために必要な措置…を講ずる必要がある。」「当該協定を破棄したこと、今後は共同して販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に定める旨を、公取の承認する方法(多くは新聞広告…)で、取引先及び需要者に周知徹底させること」や「将来に向かっての違反行為の繰返しを禁止すること」が、「必要な措置」に含まれる。²

[1-2] 「違反行為を廃棄し、今後違反行為を行わないことの取引先・需要者…、同業者、違反行為に参加した事業者自体の役員や従業員への周知徹底…、違反行為の再発防止のため、法遵守に関する行動指針(コンプライアンス・プログラム)の作成、営業担当者に対する定期的な研修・監査、違反行為に関与した役員・従業員に対する処分規定の整備、違反行為に係る通報者に対する免責等実効性ある社内通報制度の設置…、違反行為を取りやめている旨を確認する取締役会の決議、…などが命じられる。」³

[2] 除斥期間、既往の違反行為に対する排除措置命令

[2-1] 独禁法7条2項(以下、墨塗は令和元年改正法施行⁴後に内容または条文番号が変わる条文)

「公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、…当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。」⁵……………令和元年改正法施行後は7年に延長(条文番号は同じ)

[2-2] 東京高判平成28年5月25日

「本件違反行為の実行期間は約1年9か月で、必ずしも短いとはいえない。また、4社においては、平成20年当時、我が国における大手のガス製造業者13社による特定エアセパレートガスの総販売金額の約9割を占めており、そのような状態は、本件排除措置命令の時においても、将来相当期間継続することが容易に予想されたことから、4社が協調的な行動を取りやすく、同種の違反行為が行われやすい環境であつたものと評価することができる。加えて、原告を含む4社が、平成22年1月19日に本件違反行為を取りやめた経緯も、公正取引委員会が、同日、本件

¹ 今村成和『独占禁止法入門〔第4版〕』75頁(有斐閣、1993年)

² 今村・入門75-76頁

³ 根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第5版〕』305-306頁(有斐閣、2015年)

⁴ 2019年6月26日(公布日)から1年6月を超えない範囲内において政令が定める日に施行予定。

⁵ なお、後述する課徴金納付命令に関する除斥期間は、7条の2第27項にある。「実行期間(第四項に規定する違反行為については、違反行為期間)の終了した日から五年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。」なお同規定は、令和元年改正法施行後は7条の8第6項(除斥期間7年)となる。

違反行為について立入検査を行ったことを契機とし、原告らの自発的な意思に基づくものではなかった。」「そうすると、原告らによって本件違反行為と同様の違反行為が繰り返されるおそれがあると認めて、本件においては、原告に対して排除措置を命ずるにつき「特に必要がある」ものとした公正取引委員会の判断につき、それが合理性を欠くものであるということとはできず、その裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものということとはできない。」⁶

[2-3] 除斥期間(法定期間が経過すると権利が自動的に消滅するもの)は、H17改正前は排除措置命令について1年間、課徴金納付命令について3年間とされていたため、課徴金納付命令のみが出される事件が相当数あった。

[3] 課徴金納付命令(独禁法7条の2第1項)……令和元年改正法施行後は第1項各号の内容及び第2項以降が大幅に変更
「事業者が、不当な取引制限…で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、…当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下「実行期間」という。)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が…供給を受けることに係るものである場合は、…購入額)に百分の十(小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
- 二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
 - イ 供給量又は購入量
 - ロ 市場占有率
 - ハ 取引の相手方

[3-1] 課徴金の計算方法

課徴金の金額は、当該事業者の「実行期間」における、「当該商品又は役務」の「売上額」(または購入額)に、「算定率」をかけて計算する。そのうえで、課徴金減免申請(後述)をしていた場合には、課徴金額の減額を行う。

[3-2] 制度趣旨

①「カルテルへのインセンティブを減少させるためには、カルテルによる利益を事業者の手元に残さないことが必要である。排除措置は、違法行為の差止め・排除が目的であり、カルテルによって企業が得た利益には及ばない。」⁷

②最三小判平成17年9月13日民集59巻7号1950頁⁸

「独禁法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による独禁法改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(独禁法89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないもの

⁶ 同旨の判決として、樋下建設(株)ほか2名による審決取消請求事件・東京高判平成24年12月20日、ケイラインロジスティックス(株)による審決取消請求事件・東京高判平成24年10月26日など。

⁷ 岸井大太郎ほか『経済法第8版補訂』143-144頁(和田健夫)(有斐閣、2019年)

⁸ 機械保険及び組立保険の引受けを行う損害保険会社が、事業者団体を通じて保険料率のカルテルを行っていた事案。28社に課徴金納付が命じられた。原審は、「可能な範囲では課徴金の額が経済的に不当な利得の額に近づくような解釈を採るべき」として、売上額の算定にあたっては、保険会社の収受する営業保険料から支払保険金の額を控除すべきと判示したが、最高裁はこれを破棄した。

ではないというべきである。」

③「…他国の独禁法には類例を見ない…この法律の課徴金制度は、元来は他の二制度[刑罰及び損害賠償制度]の無力性の故に導入されたものであったから、これらの制度の強化や活性化が当面の課題となって来た今日においては、独禁法を支える三つの柱としてこれらの制度がそれぞれに機能を発揮することが、期待されることになったというべきであろう。」⁹

[3-3] 売上額について、令和元年改正法施行後は、

①当該商品又は役務の売上額(7条の2第1項1号。違反者が買い手の場合には購入額:同2号)の主体を、当該事業者(合意主体)だけでなく、当該事業者から「指示を受け、又は情報を得た上で」当該商品役務を一定の取引分野において供給したグループ会社(特定非違反供給子会社等¹⁰、2条の2第7項)に拡大。また、当該事業者及び特定非違反供給子会社等が、当該事業者から指示や情報を得ていない供給子会社等を経由して一定の取引分野に供給している場合にも、その川上での売上額を対象に含める。

②当該事業者(及びその非違反完全子会社等)が、「当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるもの」(他の共同行為者からカルテル商品役務の下請けをするなど)をした場合には、その「対価の額に相当する額」(7条の2第1項3号)も売上額・購入額と合計したうえで算定率をかける。

③当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給しないこと(違反者が買い手の場合には供給を受けないこと)に関して得た「金銭その他の財産上の利益に相当する額」(7条の2第1項4号)をこれら(①②)に合算する。

⇒「第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額」

[3-4] 実行期間

①定義

令和元年改正法施行前:前掲[3]の条文

令和元年改正法施行後:「当該違反行為の実行としての事業活動を行つた日…から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間」をいう。ただし、実行行為の始期が調査開始日の10年前よりもさらに昔に遡る場合には、始期を調査開始日の十年前の日とする(2条の2第13項)。

②「値上げカルテルであれば値上げの適用予定日、入札談合であれば合意後に最初に入札に参加した日が実行期間の始期として認定されることが多い。」¹¹

③具体例:富士電線工業(株)に対する件・審判審決平成27年5月22日

「本件合意は、遅くとも平成18年6月1日までに成立し、しかも直ちに特定VVFケーブルの販売価格を引き上げることと内容とするものであること…からすれば、遅くとも同年12月16日以前には、被審人が前記…の違反行為の実行としての事業活動を行っていたと認められる。また、被審人は、平成21年12月17日[公取委が立入検査を行った日]以降本件合意に基づく行為を取りやめており…、同月16日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、…実行期間は、平成18年12月17日から平成21年12月16日までの3年間となる。」

④違反行為者ごとに認定される:

《具体例》植野興業(株)ほか6名による審決取消請求事件・東京高判平成30年11月30日

「原告植野興業及び同高野建設は、平成22年3月24日の本件立入検査後は、本件違反行為を行っていないが、

⁹ 今村・入門77頁。なお、独禁法研究会第11回会合(平成28年12月16日)の資料2「参考資料集」参考12-3によると、課徴金(行政制裁金)と刑事罰の併科が可能なのは日本のほか、韓国、インドネシア、ブラジルとされる。このほか、英国もカルテルに対する刑罰を(課徴金に加えて)2003年以降導入しているが、射程を狭めるための改正が行われている。

¹⁰ 子会社、孫会社、兄弟会社を含む(2条の2第2項)

¹¹ 菅久修一編著『独占禁止法〔第2版〕』221頁(品川武)(商事法務、2015年)

同日前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約を同月 30 日に締結している。…違反事業者に対し金銭的不利益を課すことによって違反行為を防止するという課徴金制度の趣旨に照らすと、「実行期間」の終期である「実行としての事業活動がなくなる日」とは、違反行為の終了日ではなく、違反行為者につき、それぞれ違反行為に係る事業活動が終了したと認められる日をいうものと解される。そうすると、原告植村興業及び同高野建設については、違反行為終了前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約が締結された平成 22 年 3 月 30 日をもって「実行としての事業活動がなくなる日」（実行期間の終期）と認定するのが相当である。」

[3-5] 「当該商品又は役務」¹²

①カルテルの場合には、「当該行為の対象商品の範疇に属するもの…と代替性があり、かつ、競合するときは、…明示的または黙示的にその…商品を当該行為の対象からあえて除外したこと…を示す特段の事情のない限り、課徴金算定の対象となる商品に含まれる」。¹³

②入札談合の場合には、個別物件で受注予定者が 1 社に絞り込めなかった「たたき合い物件」や、受注予定者は 1 社に決まったものの、談合破りが起こった物件について、課徴金対象か否かが争われてきた。

[3-6] 算定率

①令和元年改正前の算定率は、7 条の 2 第 1 項に規定(前出[3]を参照)。令和元年改正法施行後は、業種ごとの算定率を廃止¹⁴し、一律 10% (7 条の 2 第 1 項)に。中小事業者については一律 4% (7 条の 2 第 2 項¹⁵)。

②算定率の引き上げ(繰り返し違反、主導的役割): 独禁法 7 条の 2 第 7 項～第 9 項……令和元年改正法施行後は 7 条の 3 第 1 項～第 3 項で、合算額に 1.5 または 2 を乗じる。

[3-7] 排除措置命令及び課徴金納付命令を争う方法: 抗告訴訟。被告は公正取引委員会(独禁法 77 条)であり、東京地裁(合議体)の専属管轄(独禁法 85 条 1 号、86 条)。¹⁶

[4] 刑罰

[4-1] 独禁法 89 条 1 項

「次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者」

[4-2] 独禁法 95 条 1 項

「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑」

¹² 岸井大太郎ほか『経済法[第 9 版]』137-139 頁(中川晶比兒)(有斐閣、2020 年)

¹³ 根岸・舟田 331 頁

¹⁴ かつては業種判定により基本算定率を決めており、その趣旨について以下のように説明された。「法 7 条の 2 第 1 項及び施行令(5 条 1 項前段及び 6 条 1 項)が実行期間における違反行為の対象商品又は役務の売上額(対価を合計した結果としての売上額)に、…1 つの課徴金算定率を乗じることを予定している(「1 違反行為 1 算定率」ということができる。)のは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準が明確であることが望ましく、また、課徴金制度の積極的かつ効率的な運営により法違反行為の抑止効果を確保するためには、算定が容易であることが必要であることが考慮されたものと解される。したがって、このような法及び施行令全体の趣旨からして、売上額を業種ごとに分別して、それぞれに業種に応じた課徴金算定率を乗じた上で、その結果を合算するとの方式を予定しているとは到底解されないし、そのような解釈は、課徴金算定を複雑煩瑣なものとし、法の趣旨にそぐわないものといわざるを得ない。」昭和シェル石油(株)による審決取消請求事件・東京高判平成 24 年 5 月 25 日審決集 59-2 巻 1 頁

¹⁵ 括弧書きが追加されており、グループ企業も含めて中小企業該当性を厳格に判断する。

¹⁶ 「独占禁止法事件の処理に要求される専門性の観点から、裁判所においても専門性の蓄積に資する仕組みとする必要があること、また、不当な取引制限のように複数の事業者が名宛人となる事件については、同一事件について複数の訴訟提起がなされることも想定され、判断の合一性を確保する必要性がある」ために専属管轄とされている。岩成博夫ほか編著『逐条解説 平成 25 年改正独占禁止法』52 頁(商事法務、2015 年)。なお、現行法では行訴法の定める抗告訴訟の類型全てが 85 条の射程に含まれる。同上 53 頁。

[4-3] 「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」1(平成 17 年 10 月 7 日)

「(1) 公正取引委員会は、

ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

(2) ただし、

ア 調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者(独占禁止法第 7 条の 2 第 10 項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。…

イ (略)

ウ 前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるものについては、告発を行わない。」

[4-4] 課徴金と刑事罰の関係に関する公取委の説明

課徴金制度は「①過去の違反行為に対する道義的責任・非難ではなく、将来の違反行為の抑止という展望的な行政目的を達成するために合理的であること、②違反行為に対して刑事罰に加えて課徴金を賦課することが著しく均衡を失って過重となり比例性を欠かないこと、③行政の恣意が実体要件と手続により排除されること等の原則を満たす限り、そのような制度の導入により憲法第 39 条(二重処罰の禁止)などの憲法問題は生じない。」¹⁷

「課徴金と刑事罰との関係」課徴金と罰金は違反行為を抑止するという機能面で共通する部分があるため、両者を併科する場合はこの共通部分に係る調整として、課徴金から罰金の 2 分の 1 を控除する規定が政策判断として設けられている(独占禁止法第 7 条の 2 第 19 項¹⁸等)。¹⁹

【課徴金減免制度】

[1] 課徴金減免制度

「カルテルは、密室で行われることが多いため、事実の把握、証拠の収集が困難である。」課徴金減免制度は、「高額で企業にとっては大きな負担をもたらす課徴金を、カルテルに関する情報提供を行った違反行為者について減免することにより、カルテルから離脱するインセンティブを与え、違反行為の早期発見と抑止を図る目的で導入されたものである。カルテル行為は、営業の現場のレベルで行われることが多いのに対し、減免制度の利用を決定するのは経営トップである。減免制度が機能するためには、法律違反があった場合、それが速やかに上層部に伝わるような通報体制、コンプライアンス体制が整っていることが必要である。減免制度の運用は、企業のコンプライアンス体制の普及に役立つ可能性をもっている」。²⁰

[2] 課徴金の額の減免

①全額免除:調査開始日前に違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を 1 番に行い、かつ調査開始日以後に違反行為をしていない者(独禁法 7 条の 2 第 10 項)……令和元年改正法施行後は 7 条の 4 第 1 項

¹⁷ 独禁研報告書第 2 の 2(平成 29 年 4 月 25 日)

¹⁸ 同規定の令和元年改正後は 7 条の 7 である。同様の規定が独禁法 63 条 1 項にもある。

¹⁹ 独禁研報告書案第 3 の 12(1)ア(ウ)(平成 29 年 4 月 25 日)

²⁰ 岸井大太郎ほか『経済法第 8 版補訂』151 頁(和田健夫)(有斐閣、2019 年)

②50%減額:調査開始日前の2番目の報告・提出者で、かつ調査開始日以後に違反行為をしていない者(独禁法7条の2第11項1号).....令和元年改正法施行後は7条の4第2項1号で、20%減額

③30%減額:調査開始日前の3番目の報告・提出者で、かつ調査開始日以後に違反行為をしていない者(独禁法7条の2第11項2号).....令和元年改正法施行後は7条の4第2項2号で、10%減額

④30%減額:調査開始日前の4番目・5番目の報告・提出者で、公取委が把握していない事実を報告する者であって、かつ調査開始日以後に違反行為をしていない者(独禁法7条の2第11項3号).....令和元年改正法施行後は7条の4第2項3号で、10%減額。6位以降も5%減額が認められる(4号)。

⑤30%減額:調査開始日以後に、公取委が把握していない事実について違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行い、かつ報告・提出日以後に違反行為をしていない者(独禁法7条の2第12項).....令和元年改正法施行後は7条の4第3項1号で、10%減額。5%減額は4位以降も認められる(2号)。

⇒ ⑤は、①～④が5社に満たない場合にのみ認められ、かつ⑤は3社まで。

⑥令和元年改正により、上記減額に加えて、実態解明に貢献する程度に応じた減算割合²¹を事業者と公取委が合意した場合には、その割合も課徴金額から減額される。(改正法施行後の7条の5)

【入札談合に対する他の措置】

[1] 官製談合

「公共工事等をめぐる入札談合は一向に減少しない。課徴金や刑事罰をもってしても根絶することは難しそうである。一連の規制のなかで明らかになってきたことは、事業者による談合に、しばしば発注者側が関与している(官製談合)ということである。秘密にすべき入札情報(入札時期・規模、予定価格等)を事前に提供する、談合を黙認、あるいは積極的に支持する、便宜を図るというものである。さらには、発注者側が受注予定者を一方的に指定し、談合を促す(いわゆる「天の声」)ことまで行われている。官製談合の背景には、公共工事に依存する地方の中小企業の保護、政治家と企業の癒着、天下り等を通じた官と民の共同体等、様々な原因が絡んでいる。」²²

[2] 入札談合等関与行為防止法(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律)

①「公正取引委員会は、…入札談合等につき入札談合等関与行為²³があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置(以下単に「改善措置」という。)を講ずべきことを求めることができる。」(3条1項)

⇒ 改善措置を求められた発注者(各省庁・地方公共団体等)の長に、調査、調査結果の公表、賠償請求、懲戒処分をすることができるかどうかの調査及び結果公表の義務が生じる。(4条～6条)

②「職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。」(8条)

⇒ 8条の構成要件には入札談合等が含まれていないので、入札談合等関与行為以外も処罰対象となる。²⁴

[3] 発注者による金員の支払請求

[3-1] 民法709条もしくは独禁法25条による損害賠償請求、民法703条に基づく不当利得返還請求

[3-2] 発注者と落札者との請負契約約款における賠償金の定め

①約款の定め例:札幌市建設工事請負契約約款55条

²¹ 40%(調査開始日前)または20%(調査開始日後)が上限である。

²² 岸井大太郎ほか『経済法第8版補訂』140頁(和田健夫)(有斐閣、2019年)

²³ 入札談合等関与行為防止法2条5項に定義されている

²⁴ 公正取引委員会「入札談合の防止に向けて」Q19(2018年)

「受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律…

第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。……

4 前3項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。²⁵⁾

②談合企業が共同企業体として受注した場合には、共同企業体を構成する事業者のうち、排除措置命令または課徴金納付命令が確定した事業者に対してのみ違約金の請求が可能。最二小判平成26年12月19日判時2247号27頁²⁶⁾

[4] 住民訴訟:地方自治法242条の2第1項4号

地方公共団体の長または職員を被告として、談合当事者に損害賠償又は不当利得返還の請求をするよう求める請求。住民監査請求を先に行う必要がある。

[5] 指名停止

[5-1] 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の運用申合せ

7 モデル別表第2関係

- 一 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- 二 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号から第7号まで及び第12号イ)は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - イ 排除措置命令
 - ロ 課徴金納付命令
 - ハ 刑事告発
 - ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

[5-2] 最近の例

²⁵⁾ 違約金条項が損害賠償額の予定と解釈される場合、実損害額が違約金を上回る場合でも、超過分を請求できない。東京高判平成23年9月9日審決集58-2巻292頁。国土交通省の「工事請負契約書の制定について」(令和2年3月17日国地契第63号、国北予第49号)54条の2(A)第5項では、「発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。」としている。

²⁶⁾ A建設会社と上告人が共同事業体を構成していたところ、Aに対する排除措置命令及び課徴金納付命令は確定したが、上告人がこれらの命令を争っている段階において、発注者が上告人に対して賠償金を請求できるかが争われ、否定された事案。

平成 30 年 3 月 29 日
国 土 交 通 省

**JR 東海が発注する中央新幹線建設工事の
受注調整に係る刑事告発に対する指名停止措置等について**

1. 事実概要

公正取引委員会は、JR 東海が発注する中央新幹線建設工事の受注調整事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと見做し、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 23 日（金）、建設業者 4 社等を検事総長に告発し、同日中に東京地方検察庁はこの 4 社等を起訴した。

2. 指名停止措置について

(1) 指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）別表第 2 第 5 号に該当するため、告発された建設業者 4 社に対し、指名停止措置を行う。

(2) 措置対象業者

大成建設（株）、鹿島建設（株）、（株）大林組、清水建設（株）

(3) 措置期間

平成 30 年 3 月 29 日（木）〔本日〕から 4 カ月

(4) 実施機関

国土交通本省、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、国土地理院（本院及び関東・中部地方測量部管内）、関東地方整備局、中部地方整備局、関東運輸局、中部運輸局、東京航空局、大阪航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、海難審判所、海上保安庁、第三管区海上保安本部、第四管区海上保安本部

3. 建設業法に基づく勧告の内容について

本件について起訴された建設業者 4 社に対し、本日、国土交通省関東地方整備局において建設業法第 4 条第 1 項に基づく勧告を行った。

(1) 勧告対象業者

2. (2) と同じ

(2) 勧告内容

本件を踏まえ、法令遵守の徹底など社内体制の整備に全力を傾注するとともに、当面具体的に講じる措置について関東地方整備局長まで速やかに報告すること。

※問い合わせ先については、次頁のとおり。